

奈良県告示第四十五号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

令和六年五月十日

奈良県知事 山下 真

令和五年度土壌汚染防止対策概況調査

	銅			カドミウム			特定有害物質の種類	土壌
	施設	露地	水田	施設	露地	水田		
	七九	九七	〇一	三一	三四	四〇	濃度（ppm）	農作物
	〇・八九〇・一	〇・一四〇・一	一・七〇〇・四	〇・一九〇・〇	〇・〇二〇・〇	〇・一一〇・〇	地点数	
	三	二	四	三	二	四	作物	農作物
			玄米			玄米	濃度（ppm）	
			九六			〇五	〇・〇一〇・〇	農作物
			一・四七〇・一			二	点数	

			ヒ素		
施設		露地	水田		
二七	○・四五〇一・	九四	○・六九〇・	九三	○・五一〇・
	三		二		四
					玄米
				一八	○・〇一〇・
					二

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田四地点、露地二地点及び栽培施設内三地点を対象とした。